

緊急雇用促進助成制度の創設(2億5千万円)

- 低炭素社会の構築に資する海運業の維持・強化に船員(海技者)の確保は不可欠
- 一方で、現在は船員の高齢化・人材不足の状況にあることから、経済不況により離職した船員を海運業界にいかに引き留めるかが最大の課題(船員として就職するためには、一定の教育、訓練を要することから、元陸上労働者が船員となろうとするには、ハードルが高い。)
- そのため未曾有の経済不況や高速道路の大幅な値下げに伴う内航貨物船、旅客船等の減船等に伴い離職した船員に対して、再就職を促進するための支援を行う。

陸上にも経済不況による離職者を雇用した事業者に対する同じような助成制度あり

船員計画雇用促進等事業

認定事業者



助成

緊急雇用促進助成金

海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者が、当初予定の新規採用船員のほかに、未曾有の経済不況や高速道路料金の大幅な値下げに伴う減船等により離職を余儀なくされた船員を追加採用した場合、認定事業者に対し、1人当たり100万円を支給する。

[100万円 × 250人 = 2億5千万円]

「船員計画雇用促進等助成金」の新たなメニューとして、緊急に追加採用する事業者に対する助成金制度を創設